

○特に市町村への財政支援策等を求めるもの

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H27・4・16 第136回総会；全市)			
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 <input type="checkbox"/> その他 ()		分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	総務省、財務省、環境省	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	環境部	
	<input type="checkbox"/> その他	名称		
件名	18 國の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について			
提案市	長野市ほか18市			
提案要旨	<p>循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金」という。）は、市町村等が実施するごみ焼却施設、最終処分場などの廃棄物処理施設整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度であることから、実施年度において実施計画に見合った所要額が確実に交付されることを要望する。</p> <p>全ての廃棄物処理施設の整備について用地費を交付対象とするとともに、住民理解を得るために周辺環境整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを併せて要望する。</p>			
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心な暮らしを支える基幹インフラであるごみ処理施設は、現在老朽化が進み、更新時期を迎える中で早急に整備を進める必要がある。 ・ごみ処理施設の整備には複数年度にわたる多額の事業費が必要となるため、市町村においては厳しい財政状況の中で交付金収入を見込んだ整備計画を策定し事業を実施している。 ・建設着手までには長期にわたる地元協議が必要であり、建設同意後に事業を計画的に執行するためには、安定した國の予算確保と継続した財政支援が必要不可欠である。 ・最終処分場などの一部の施設整備に係る用地費が交付金の交付対象となっていないほか、ごみ焼却施設を整備する地域の住民理解を得るため、施設周辺や地域環境の整備も欠かせず、相当な経費を要するが、それに対する財政支援がない。 			

【長野広域連合】

- ・長野広域連合（長野市須坂市、千曲市などで構成）が計画する「ごみ処理施設整備事業」の財源には交付金が不可欠である。本年度からは建設工事が始まり要望額も多額になる。計画どおりの事業推進を図るために交付金要望額の満額確保が必要である。
- ・長野広域連合では、平成30年度の稼働を目指に、ごみ焼却施設2施設（長野市・千曲市）、最終処分場1施設（須坂市）を整備する計画を進めている。
- ・長野市に計画するごみ焼却施設は、建設地元区に対し協力を要請して以来、約7年の長きにわたり、地元協議や説明会等、多大な労力を費やし、ようやく平成25年3月に地元区と建設に関する協定を締結し建設同意に至ったが、現施設の老朽化から早急に施設整備を進める必要がある。
- ・現在、施設整備及び運営事業についての優先交渉権者を決定し、基本契約や工事請負契約などの締結に向け、協議を進めている。今後、整備工事に着手するが、計画した財源が確保されないと工事の実施に与える影響が懸念される。
- ・本体工事に対する交付金が削減された場合、3施設の工事が重なる時期もあることから、長野市のみならず長野広域連合を構成する全ての市町村の財政運営に重大な影響を及ぼすことになる。

【上田地域広域連合】

- ・上田市、東御市、長和町、青木村の可燃ごみは、上田地域広域連合所管の焼却施設で処理している。
- ・広域圏内には、上田市内2箇所、東御市1箇所、合わせて3箇所の焼却施設（クリーンセンター）があり、いずれも老朽化が進んでいる。
- ・上田地域広域連合では、3クリーンセンターを統合した新たな焼却施設の建設を計画しており、財源として循環型社会形成推進交付金を見込んでいる。
- ・上田地域広域連合では、過去2度にわたり建設候補地の選定を行ってきたが、いずれも地元住民の同意が得られず断念せざるを得ない結果となっている。
- ・現在、施設の早期建設に向け、平成24年6月に広域連合が提案した新たな建設候補地について、地域住民との合意形成が図られるよう、上田市も広域連合と連携して取り組んでいるところである。
- ・今後、様々な課題をクリアし、新施設が稼働するまでには相当の期間と費用を要すると考えられるが、厳しい財政状況にある市町村にとって、当該交付金は極めて重要な財源であり、計画に見合った所要額が確実に交付されなければ、事業の実施に重大な影響を及ぼす恐れがある。

【佐久市・北佐久郡環境施設組合】

- ・佐久市・北佐久郡環境施設組合（佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町）では、平成 31 年度の稼働を目標に、老朽化した既存 2 施設のごみ焼却施設を統合した新クリーンセンター（建設地：佐久市）を整備する計画を進めている。
- ・施設の早期建設に向け、現在、造成工事の発注準備及び施設建設・運営事業者の選定等を進めているが、当該交付金が削減されることになれば、工事等の実施にあたり、組織市町の財政に重大な影響を及ぼすことになる。
- ・当該組合では、組織市町を含む佐久地域 10 市町村のごみ焼却処理を本施設で行う計画としており、本年度より施設用地の造成工事に着手する予定としているが、財源不足による事業の遅れは、この地域全体の将来に向けた安全、安定かつ安心なごみ処理体制の構築に多大な影響を与えることになる。

【穂高広域施設組合】

- ・穂高広域施設組合（安曇野市・池田町・松川村・生坂村・麻績村・筑北村の 6 市町村で構成）では、現在の焼却施設が、稼働から既に 20 年を経過しているため、平成 26 年度からごみ処理基本計画・施設整備基本構想を策定し、平成 27 年度には施設の処理方式等を決定し、平成 30 年度に工事着手、平成 33 年度に稼働の予定で、ごみ焼却施設の整備計画を進めている。
- ・施設整備を計画どおりに進めるには、交付金の確保が不可欠であり、交付金が削減された場合は、事業の遅延のみでなく、構成市町村の財政に重大な影響を及ぼすことになることから、循環型社会形成推進交付金の確実な予算確保を求めるものである。

【松塩地区広域施設組合】

- ・松塩地区広域施設組合（松本市、塩尻市、山形村、朝日村）では、平成 23 年 12 月に策定した松塩地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、一般廃棄物処理施設の整備に取り組んでいる。
- ・この計画は、現有施設の長寿命化を図ることが重要となってきており、そのために適切な管理と計画的な補修を行い、一般廃棄物を安定的かつ安全に処理できる体制を確保するものである。
- ・ごみ処理施設においては平成 29 年度、し尿処理施設においては平成 28 年度の竣工を目標に、既に改良工事に着手している。また、本年度は、廃止した焼却施設の解体等に係る基本設計を行っている。
- ・これらの事業は交付金を財源としており、予定した財源が確保できない場合、事業の遅延は勿論のこと、組合構成市村の財政運営に重大な影響を及ぼすことになる。

【湖周行政事務組合】

- ・現在建設している湖周行政事務組合（岡谷市、諏訪市、下諏訪町で構成）の広域焼却施設は、長年にわたって地元協議や説明会等、多大な労力を費やして、やっと建設同意に至ったものである。
- ・稼働していた岡谷市の焼却施設を解体した跡地に平成 26 年 9 月から広域焼却施設の建設が始まっており、建設期間中の岡谷市のごみ処理を諏訪市、下諏訪町等へ委託しているため、事業の遅延は許されない。加えてインフレスライド条項の適用に伴う工事費の増も財政を圧迫している。
- ・交付金の圧縮は事業の遅延のみでなく、市の行財政全体の運営に多大な影響を及ぼすこととなる。平成 27 年度内示額は当初要望額の 87% であり、満額交付されるよう要望するとともに、エネルギー回収推進施設等整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを併せて要望する。

【上伊那広域連合】

- ・上伊那広域連合（伊那市、駒ヶ根市など 8 市町村）が伊那市に計画する「ごみ焼却施設」は、候補地決定以来これまで 7 年をかけ、ようやく建設同意にこぎつけた。
- ・現在事業者選定の手続き中で、今後平成 30 年度中の稼働をめざし、平成 28 年度から本格的に施設建設を進める計画であるが、当該交付金に係る国の平成 27 年度当初予算では、全体要望額の 3 分の 1 程度といった大変厳しい状況であり、次年度以降も同様な状況が予想される。
- ・交付金削減は、構成市町村の財政に重大な影響を及ぼすとともに、予算の確保ができないことによる事業の遅れは、市民の安全安心の確保ができないことばかりか、地元との新たな調整も発生しかねない。

【飯田市・南信州広域連合】

- ・飯田市及び南信州広域連合（根羽村を除く 13 市町村）では、平成 29 年 12 月に稼働する予定で新焼却場の建設整備を進めており、財源は循環型社会形成推進交付金及び構成市町村からの負担金で行われ、平成 27 年度以降、建設工事の本格化に伴い交付金額も増大する。
- ・当市は新焼却場建設費の負担金のうち約 6 割を負担する予定であり、平成 27 年度以降、確実な交付が見込まれない場合は、財政運営に重大な影響を及ぼすことになる。また、構成町村においても、交付金が見込まれない場合は、当該事業の推進はもとより、他の行政事業にも影響を及ぼすことになる。住民サービスの低下を招かないためにも、実施年度において実施計画に見合った所要額が確実に交付されることが必要となる。

現況及び課題等	既に新焼却場の建設・運営事業に契約着手しているため、事業に支障が出ないように確実な交付を要望するとともに、周辺環境整備費への交付対象拡大も併せて要望する。
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金要綱